

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）が改正されました。（令和2年4月1日施行）

フロン排出抑制法が令和元(2019)年6月5日に改正され、令和2(2020)年4月1日から改正法が施行されます。

これに伴い、第一種フロン類充填回収業者に関する規定等に変更・追加があった主な事項についてお知らせします。

第一種フロン類充填回収業者に関する改正法の主なポイント

- ① **確認証明書**が導入されます。
- ② 回収量・充填量に加えて、**充填されていないことの確認台数も記録し、毎年度、知事に報告**が必要となります。
- ③ **引取証明書及び引取証明書の写しの交付先**が変わります。

①確認証明書が導入されます。

- 第一種特定製品の廃棄等に際して、機器の所有者（管理者）から機器にフロン類が充填されているかどうかの確認を、依頼される場合があります。フロン類が充填されていないことを確認したときは、**確認結果を記録し、確認証明書を廃棄等実施者へ交付**してください。
 - 確認証明書の記載事項
 - ・ 確認を依頼した第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称、住所
 - ・ 確認した第一種特定製品の種類及び量
 - ・ 確認した第一種特定製品の所在（具体的な店舗の住所等の設置場所が特定できる情報）
 - ・ 確認した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
 - ・ 確認証明書の交付年月日、確認した年月日
- 交付した**確認証明書の写し**を交付した日から**3年間保存**してください。
- フロン類が充填されていないことの確認に際しては、確認作業の基準を遵守してください。
 - ・ **フロン類の回収に関する基準**に従って、基準圧力以下まで吸引してもフロン類が回収されないこと。
 - ・ フロン類の性状及びフロン類の回収方法について**十分な知見を有する者**が、確認作業を自ら実施又は立ち会うこと。

②回収量・充填量に加えて、フロン類が充填されていないことの確認台数も記録し、毎年度、知事に報告が必要となります。

- 充填記録（修理時・新規据付時ごとの充填したフロン類の種類・量・第一種特定製品の種類と台数等）
- 回収記録（回収したフロン類の種類・量・第一種特定製品の種類と台数・回収したフロン類の引渡し先等）
- 確認記録（フロン類が充填されていないことを**確認した第一種特定製品の種類と台数等**）
- 年度終了後45日以内に、前年度の充填量・回収量等を知事に報告する必要があります。（確認記録については**令和2(2020)年度分から**記録・報告対象となります。）
- 記録は作成日から**5年間保存**しなければなりません。

令和2(2020)年分の報告から、「法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の種類及び台数」の項目が追加されます。

（様式第3）
フロン類充填量及び回収量等に関する報告書

様式第3（第52条関係）					
第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書					
都道府県知事		年 月 日			
		（郵便番号）			
		住 所			
		氏 名			
		印			
		（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）			
		電話番号			
		登録番号			
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。					
CFC					
	(1) エアコンディショナー	(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計		
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置
CFCを充填した第一種					
法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					
			kg		kg
法第49条第1号に規定する者に引き渡した量					
			kg		kg
前年度末に保管していた量					
			kg		kg
法第41条の規定により(1) エアコンディショナー (2) 冷蔵機器及び冷凍機器 (3) 合計					
			台		台
フロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数					
			台		台

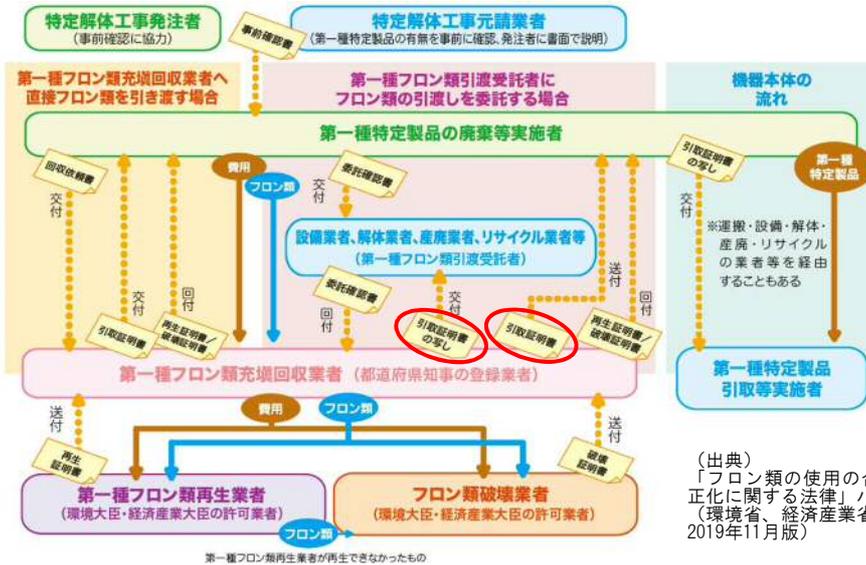
備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
3 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑨+⑩=⑪+⑫+⑬+⑭+⑮、⑯+⑰=⑱+⑲+⑳+㉑となるようにすること。
4 第49条第2号に該当する場合には、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

③引取証明書及び引取証明書の写しの交付先が変わります。

- ▶ 従来、フロン類の充填回収業者への引渡しを他人に委託した場合には、充填回収業者は廃棄等実施者に「引取証明書の写し」を送付し、第一種フロン類引渡受託者に「引取証明書」を交付することとされていましたが、**廃棄等実施者に「引取証明書」を送付し、引渡受託者に「引取証明書の写し」を交付**することとなりました。

フロン排出抑制法のシステム(廃棄時等)

「引取証明書の写し」に係る経過措置



- ▶ 改正法施行以前に廃棄等実施者へ送付された「引取証明書の写し」は、法改正後の「引取証明書」とみなします。
- ▶ 廃棄等の際は、第一種特定製品引取等実施者へ「引取証明書」とみなした「引取証明書の写し」の写しを交付すれば、問題ありません。
- ▶ そのため、法改正前に「引取証明書の写し」を送付した廃棄等実施者に対して、改めて「引取証明書」を交付する必要はありません。

■ ■ その他 ■ ■

- ▶ 回収依頼書又は委託確認書により回収作業を行ったものの回収量がゼロであった場合
従来通り、回収した台数を回収台数とし、回収量（回収を行った全ての機器についてゼロであった場合にはゼロ）を引取証明書に記載して交付すれば、確認証明書を交付する必要はありません。
※回収量がゼロであったものが明確な場合には、回収量がゼロであった台数及びその要因等を可能な限り引取証明書に付記してください。
- ▶ フロン類が充填されていないことの確認作業を行ったところ、フロン類が回収された場合
改めて、廃棄等実施者に回収依頼書を交付するよう依頼し、引取証明書を交付してください。
※ただし、確認作業の依頼をした時点で、フロン類が回収された場合についての定めがされ、回収依頼書として必要な事項が記載されている書面が交付されている場合には、そのまま引取証明書を交付することができます。

問合せ先	電話番号	所管市町村
東三河総局		
県民環境部 環境保全課	0532-35-6112	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
新城設楽振興事務所 環境保全課	0536-23-2117	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所		
環境保全課 (環境保全第一グループ)	052-961-7254	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町
(環境保全第二グループ)	052-961-7255	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
海部県民事務所 環境保全課	0567-24-2131	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
知多県民事務所 環境保全課	0569-21-8111 (代表)	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所		
環境保全課 (環境保全第一グループ)	0564-27-2875	岡崎市、西尾市、幸田町
(環境保全第二グループ)	0564-27-2876	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
豊田加茂環境保全課	0565-32-7494	豊田市、みよし市
環境局環境政策部水大気環境課	052-954-6215	名古屋市、県内に事業所のない事業者

